

令和7年2月18日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医経 008
- (2) 調達件名及び数量 多色セルソーターシステム BD FACSymphony S6 セルソーター修理 1式
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 納入期限 令和7年3月31日
- (4) 納入場所 大阪大学大学院医学系研究科附属共同研究実習センター

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 吹田市山田丘2-2
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第一係
電話 06-6879-3047
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和7年2月26日(水) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

請負名：多色セルソーターシステム BD FACSymphony S6 セルソーター修理 1式

1. 請負者は、本仕様書に基づいて作業を行うものとする。
2. 本請負の実施場所は、大阪大学大学院医学系研究科とする。
3. 本請負の完了期限は、2025年3月31日までとする。
4. 請負代金は、請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
5. 契約の細目は、国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
6. その他詳細については、本学職員の指示によるものとする。

【詳細】

1. 請負者は、下記の装置について、修理を行うものとする。
装 置 名： 多色セルソーターシステム
規 格： ベクトン・ディッキンソン社製
BD FACSymphony S6 Special Order セルソーター
備品番号： M2107000002043
2. 故障内容
上記装置における、ブルーレーザーの発振不良。
交換部品： Laser Coherent Obis 488-150 LS SORP
型 番： 660633 (BD 部品の型番)
数 量： 1式
3. 請負者は、対象装置を点検し、必要に応じて整備・修理・部品の交換等を行うことにより、正常に動作するよう復元するものとする。
また、作業完了後は動作確認を行い、結果を作業内容と併せて報告するものとする。
4. その他
 - (1) 本請負の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
 - (2) 請負の実施中に疑義及びトラブルが発生した場合は、速やかに本学担当者に連絡し指示を得ること。
 - (3) 実施に必要な資材等については、請負者が用意すること。
 - (4) 請負者の過失により、本学の資産・設備等に損害を与えた場合は、これを補償すると共に原状復帰を行うこと。
 - (5) 本請負により業務上知り得た事項について、いかなる場合にも第三者に漏えいしてはならない。

見 積 書

調達番号：医経 008

調達件名：多色セルソーターシステム BD FACSymphony S6 セルソーター修理 1式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

物 品 修 理 契 約 書 (案)

修理すべき物品の表示 多色セルソーターシステム BD FACSymphony S6 セルソーター修理 1式
請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 研究科長 熊ノ郷 淳と受注者[法人名等及び氏名]との間において上記の修理(以下「修理」という。)について上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づいて修理を行うものとする。

第2条 本契約に基づく修理物品(以下「本物品」という。)は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科附属共同研究実習センターにおいて引き渡しをするものとする。

第3条 修理は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科附属共同研究実習センターにおいてこれをするものとする。

第4条 修理の着手時期は、契約締結日以降とする。

第5条 修理の完成期限は、令和7年3月31日とする。

第6条 受注者は発注者に対し、修理完成通知書を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科外部資金第一係に送付する方法で交付するものとする。

第7条 請負代金は、修理の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準に準拠するものとする。

第9条 この契約について発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁判により、これを解決するものとする。

第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記の契約を証するため、発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方が各1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

発注者

吹田市山田丘2番2号

国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科

研究科長 熊ノ郷 淳 印

受注者

印